



Q 休日に副業としてコンビニでバイトをしています。先日バイト先で転倒して足を骨折してしまい、本業も休まざるを得なくなりました。

複数の会社で働いている場合の労災補償は

A 「労災保険」は労働者が業務や通勤が原因で、けがや病気等になったときや死亡したときに、治療費や休業補償など、必要な保険給付を行う制度です。

複数の会社で働く労働者の方が労災によって休業した場合に、働いているすべての会社の賃金額ではなく、けがをした会社の賃金額のみを基に休業補償等を行うと、収入の一部しか補償されないこととなり安心して休めません。

この場合の休業補償は、労働者等で、複数の事業所で就業している複数の方を選択する方やパート労働者の方やその遺族の方への労災保険給付は、すべての就業先の賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決定します。

「質問の場合は、本業での賃金額とバイト先のコンビニでの賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決めます。

また、一つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の負担(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できる場合は保険給付が受けられます。

請求の手続き等については、労働局が最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課
電話 08597(20)17006